

学校施設の高所に取付けられた設備機器が落下し、その下を歩行する生徒が頭を負傷する事故が発生しました。ついては、学校施設において、安全確保に万全を期すため、維持管理の徹底を図るようお願いします。学校施設の維持管理等に関する事故等が発生した場合は、文部科学省へ情報提供願います。

事 務 連 絡
令和6年7月24日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
附属学校を置く各国公立大学法人施設主管課
附属学校を置く各国立大学法人学校安全主管課
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 御中
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課
文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

学校施設の高所に取付けられた設備機器等の維持管理について

学校施設における適切な維持管理については、「既存学校施設の維持管理の徹底について（通知）」（令和元年5月21日付け5文科施第33号）等において、繰り返しお願いしてきたところです。

去る6月に長野県内の中学校において、天井に固定してあった放送用スピーカーが落下し、その下を歩行していた生徒の頭部にぶつかり、負傷する事故が発生しました（別添1）。

ついては、文部科学省で作成した「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）（平成27年3月）、（追補版）（平成31年3月）」（別添2）及び「学校における安全点検要領（令和6年3月）」（別添3）等を参考として、学校施設について法令等に基づく専門家による点検を適切に実施するとともに、学校施設の日常的な点検等において異常を発見した場合には専門家と相談する等、学校施設の維持管理の徹底を図るようお願いします。

なお、消費者安全法（平成21年法律第50号）では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められております。学校施設において消費者事故等が発生した場合は、「消費者事故等の通知について」（別添4）を参照の上、文部科学省への情報通知にご協力をお願いします。消費者事故等について、通知すべきか判断に迷われた場合は、事故等の内容に応じて情報通知先の各担当まで相談願います。

このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対し、附属学校を置く国公立大学法人担当課においては附属の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人担当課においてはその設置する学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いします。

（別添1）長野県内の学校施設における事故概要

（別添2）非構造部材ハンドブックの概要

（別添3）学校施設の安全点検要領の概要

（別添4）消費者事故等の通知について

（参考1）

「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月）

…学校施設の設計・計画にあたり留意が必要な点について、事故防止に向けた関係者それぞれが果たすべき役割、事故種別ごとの事故防止の基本的な考え方、建物の部位ごとの具体的な留意事項等を記載。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/daijinkanbou/jikoboushihoukoku-zentai.pdf>

（参考2）

「学校における安全点検要領」（令和6年3月）

…安全点検を行う際の視点や点検の方法、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用、教職員の負担軽減も考慮した取組などを紹介。なお、本要領には、別添2の「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」のうち学校が行う点検内容を反映。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/index.html>

【本件照会先】

（学校施設の維持管理について）

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課指導第二係

電話：03-5253-4111（内線2292） E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

（学校の安全教育及び安全管理について）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係

電話：03-5253-4111（内線2966） E-mail：anzen@mext.go.jp

長野県内の学校施設における事故概要

1. 事故発生の経緯

令和 6 年 6 月下旬、長野県内の公立中学校施設において、廊下の天井に設置されたスピーカーが落下し、生徒が負傷する事故が発生。

2. 事故の状況

- ・事故が発生した校舎は平成 5 年に完成したものであり、完成以降、スピーカー及び周囲の天井ボードに関わる改修工事等は実施していなかった。
- ・校舎の廊下の天井に設置された埋め込み式のスピーカー（約 900g）が突然落下し、下を歩行していた生徒の頭に当たり擦り傷を負った。
- ・スピーカーは落下後、1.6m 程度の高さでケーブルにつながったまま宙ぶりの状態であった。



スピーカーが設置されていた天井



落下したスピーカー
大きさ：30cm×30cm×10cm（約 900g）

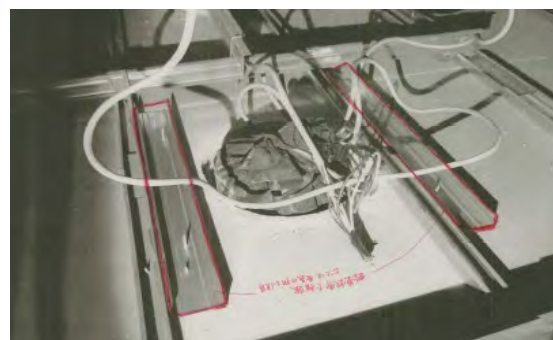
3. 推測される事故原因（教育委員会の見解）

スピーカーをビス止めで固定していた石膏ボードの老朽化により強度が不十分な状態になっており、スピーカーが落下したと考えられる。

4. 教育委員会の対応

事故の発生後、直ちに当該学校施設を含めた管内 16 校のスピーカー等の高所の設備機器の点検を実施した。

点検結果に基づき、当該校内のスピーカーは、追加の軽量鉄骨とビスで補強を行った。他の学校に対しては、今後、補強が必要なスピーカー等に必要な対策を実施することとしている。



補強されたスピーカー
（追加の軽量鉄骨とビスで固定）

ガイドブック

学校/教育委員会向け

学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版・追補版)

地震による落下物や転倒物から子供たちを守るために - 耐震点検の実施 -

○何を点検するの？

学校にある非構造部材について、錆やひび割れなどの劣化状況や、家具の使われ方などを点検します。

○いつ、誰が点検するの？

教育委員会と学校が役割分担しながら、学校管理職や教員等も定期や日常の安全点検を実施します。

○どうやって点検するの？

解説を参照しながら点検チェックリストを使って点検します。

※非構造部材とは・・・天井材や外壁（外装材）などの構造体（柱、梁、床など）と区別された部材

※追補版（平成31年3月）には、ブロック塀等の点検ポイントについても紹介しています。



ガイドブックのダウンロードはこちら →



主な非構造部材

天井材



照明器具



窓・ガラス



内外壁



地震による被害例

天井材



照明器具



窓・ガラス



内外壁



YouTube 動画

学校教職員向け

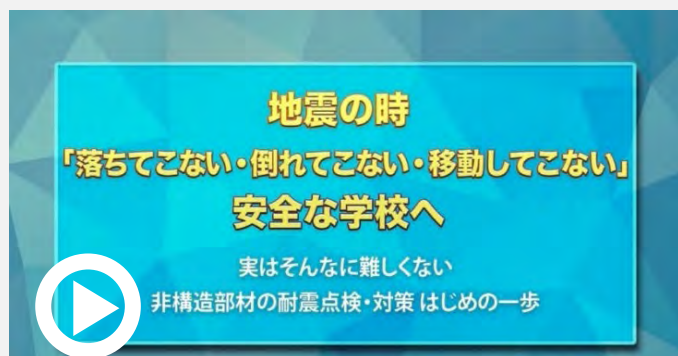
地震のとき「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な学校へ

実はそんなに難しくない非構造部材の耐震点検・対策 はじめの一步

学校にある非構造部材の耐震点検のうち、主に教職員向けの内容について解説した動画です。

ガイドブックを基に、非構造部材の危険性や点検の仕方について分かりやすくまとめているので、是非御覧下さい。

文部科学省の動画チャンネル
(MEXTch) で視聴できます



学校における安全点検要領

安全点検要領の目的

この「学校における安全点検要領」は、学校における事故を防止するため、学校及び学校の設置者等が連携して、**質の高い実効性のある安全点検を行っていく参考となるよう作成したものです。**

学校における事故は、学校の施設設備に起因するものだけでなく、児童生徒等の行動や使用する物の状況の変化等による事故が多く発生しています。

そのため、学校における安全点検においては、これまでの重大事故やヒヤリハット事例を校内で共有することなどにより**事故発生リスクを把握し**、定期的安全点検だけでなく、日常の安全点検が事故を防ぐ重要なポイントとなります。このことを踏まえ、本安全点検要領では、それらの**安全点検を行う際の視点や点検の方法、さらに、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用、教職員の負担軽減も考慮した取組などを紹介**しています。

学校においては、安全点検を実施する際や事故防止の校内研修、学校設置者等においては、**学校施設の維持管理**を行う際などに、ご活用ください。

安全点検要領の内容

この「安全点検要領」は、ウェブ公開しており、「いつでも」、「どこでも」、「いつでも」、安全点検の方法を「見て」、「学び」、「実践」できるよう工夫しています。今後も、学校が参考となる情報を適宜、更新してまいります。

主に、以下の内容で構成されています。

安全点検実施の考え方 ・点検体制、設置者との連携、専門家活用など	安全点検の種類と対象 ・点検の視点、対象の考え方、点検の頻度や方法など	事故等情報の共有 ・重大事故事例からの分析、ヒヤリハット事例収集など	安全点検表等の活用 ・編集可能な点検表・集計表、ヒヤリハット報告様式サンプルを紹介	安全点検の方法の解説 ・場所、箇所ごとに具体的な点検方法を映像等で紹介	安全点検取組事例 ・専門家活用や教職員の負担軽減策等、多数掲載
--	---	--	---	---	---

右のアドレス、QRコードから活用できます

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

anzenken/index.html

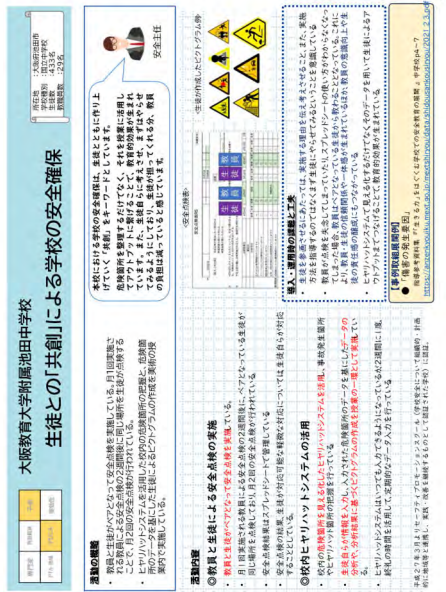
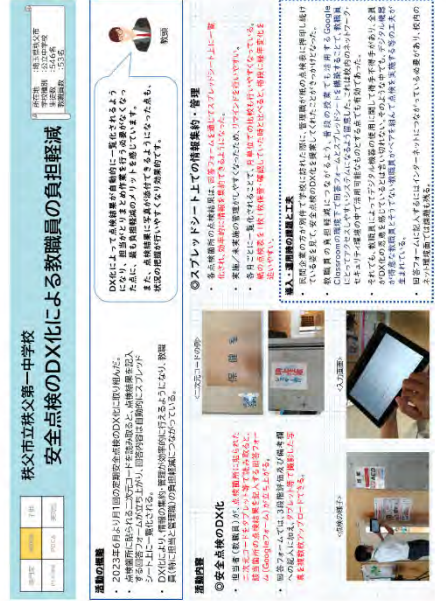
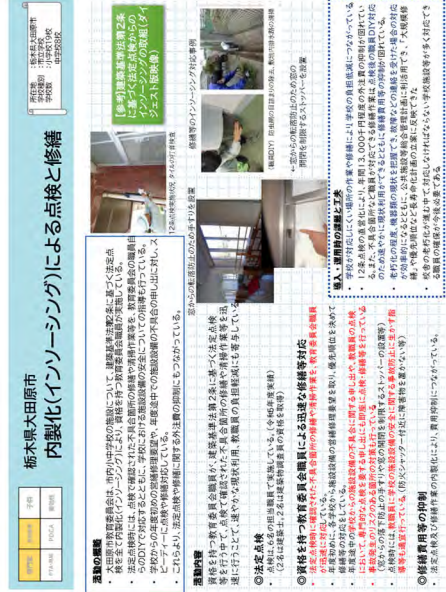


文部科学省

事故防止

参考となる「安全点検の取組事例」

質の高い実効性のある安全点検の参考となる専門家の活用や、教職員の負担軽減策、児童生徒や保護者等と連携等の先進的な取組事例を掲載しています。



「安全点検要領」を活用した先生方からの声

【安全点検の視点（安全点検の方法の映像）】

○これまで施設設備の劣化を見る点検をしてきたが、子供の動きを踏まえることも含め事故を防止するための視点がわかりやすい。

○安全点検映像も点検を行う視点がわかりやすく、短時間で学べてよい。

【安全点検表】

○点検表では、どのようなところを見ればよいか具体的に書かれている。

○点検表について、日常と定期で分けて整理してあり使いやすい。

○点検表に記載の観点は非常に納得的。学校の状況を踏まえて追加等ができるのも良い。

○集計シートにおいて、×や△の箇所が自動で色が付くので分かりやすくて良い。

【教職員の負担軽減】

○点検表のデジタル化により担当者の集計作業の効率化が図られ、管理職も点検結果の全体像を速やかに把握しやすい。

○すでにデジタル化を進めているが、自動集計は楽で、管理職も全体の点検結果を把握しやすい。

【専門家の活用】

○教育委員会としても専門家の活用事例が参考になる。

○デジタル化により、点検結果を教育委員会とも共有できる。

【安全教育】

○事故を防止する視点は、生徒の安全教育にも生かせる。

○安全教育と一体的に進めることが重要であるので、こういった視点が要領の中にあるのはよい。



高所の設備機器

【点検時期】
定期

☑高所の設備機器に異常は見当たらないか。

【事故発生リスク】

- ・地震の揺れ等による**天井面の変形により、照明器具が脱落する危険がある。**
- ・高所に取り付けられているスピーカー等の放送機器やスクリーン等の映像機器は、**取付金物の腐食等により地震時等に脱落する危険がある。**

屋内運動場

- ・バスケットゴールは、**取付金物の腐食等があると地震の衝撃等により支柱が外れ、バスケットゴールごと床に脱落する危険がある。**
- ・屋内運動場等は大型の機器や器具が取り付けられているため脱落すると危険である。 など

■点検の視点

- 各教室や廊下、屋内運動場などの高所の設備機器（照明器具やスクリーン、プロジェクター、放送機器、時計、バスケットゴールなど）が**落ちそうになっていたり、機器の傾き、取付け金物の変形、腐食等の異常は見当たらないか**点検します。

■主な点検の方法

【定期の安全点検】

- ・高所の設備機器を目視により点検する。
※教室内のスクリーンやバスケットゴールなどは、使用時の異常等を日頃から共有し、学校の設置者を通じ、必要の点検を依頼する。
※バスケットゴールは落下防止策として、金属性のチェーンを取り付けている場合があるので、点検の際には、そのチェーンに腐食がないかも目視で確認する。

高所の設備機器の点検方法【動画】



■対応

※重量のあるバスケットゴールなどの高所の設備や機器の取り付けの状態は、定期的に専門家等の点検をお願いしましょう。

- ・危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、学校設置者に連絡しましょう。
- ・バスケットゴールは、万が一に備え、落下防止措置を講ずるなどの対策が必要です。
- ・使用していない高所の設備機器も点検し、場合によっては撤去する対応が必要であるため、学校の設置者に連絡しましょう。 46

機器の耐震対策

【点検時期】
日常・定期

- ☑キャスター付き台のストッパーがかかっているか。
- ☑機器の耐震対策は講じられているか。

【事故の発生リスク】

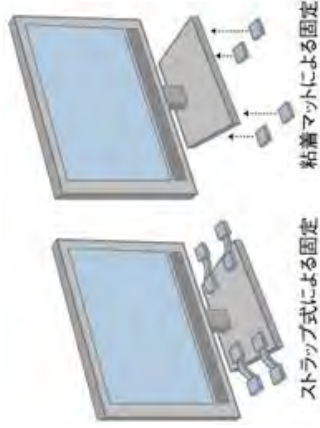
- ・キャスター付きのテレビ台、電子黒板、コピー機などは、地震時等に移動・転倒する危険がある。
- ・天吊りテレビをテレビ台に固定する取付ボルト等に緩みが認められる場合は、地震の揺れ等によりテレビがテレビ台から外れ、落下する危険がある。
- ・ブラウン管テレビは重量があり、また重心が前面にあるため、前方へ転倒する危険がある。
- ・薄型テレビも固定されていない場合、転倒する危険がある。（グラインドピアノやアップライトピアノ脚部のグラインドピアノは地震の揺れ等で横滑りする危険がある。（グラインドピアノやアップライトピアノ脚部の転がり防止器具は小さな横揺れには効果があがるが、縦揺れ等では脱輪が想定される。）
- ・アップライトピアノやオルガンは重心が後ろに寄っているため、後方へ転倒する危険がある。 など



■点検の視点

- テレビやパソコン、電子黒板、ピアノ、キャスター付き台などの落下・移動・転倒防止対策を講じているか点検します。キャスター付き台のストッパーがかかっているかは、日常の点検が必要です。

天吊りテレビ



ストラップ式による固定

粘着マットによる固定

※ピアノの耐震対策の例は、こちらを参照

■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・キャスター付き台のストッパーがかかっているかを点検する。

【定期の安全点検】

- ・目視により、耐震対策の有無とその状態に異常が見られないかを点検する。
 - ※取付ボルトやベルトの緩み、固定器具の外れ、ピアノ脚部の転がり防止器具への固定を点検する。
 - ※行事等でピアノを移動した際も、脚部が転がり防止器具に固定する必要があることに留意する。

■対応

- ・危険箇所を使用禁止、立入禁止にするなどの応急措置をし、学校において対応可能な箇所については耐震対策を行うとともに、高所の機器等の対応については、学校設置者に連絡しましょう。
- ※地震時には、ピアノが動いたり、倒れたりする危険があるため、ピアノなどのそばに近寄らない指導が必要です。

消費者事故等の通知について

消費者事故等の通知については、これまで「消費者事故等の通知について(依頼)」(令和 5 年2月 22 日付事務連絡)のとおり文部科学省への情報通知に協力いただいておりますが、消費者事故等に該当するもののうち、重大事故等に該当するもの以外にも被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれのあるものについても文部科学省への情報通知の必要があります。

○「消費者事故等の通知について(依頼)」(令和 5 年 2 月 22 日付事務連絡)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20230323-spt_stiiki-300000727_11.pdf

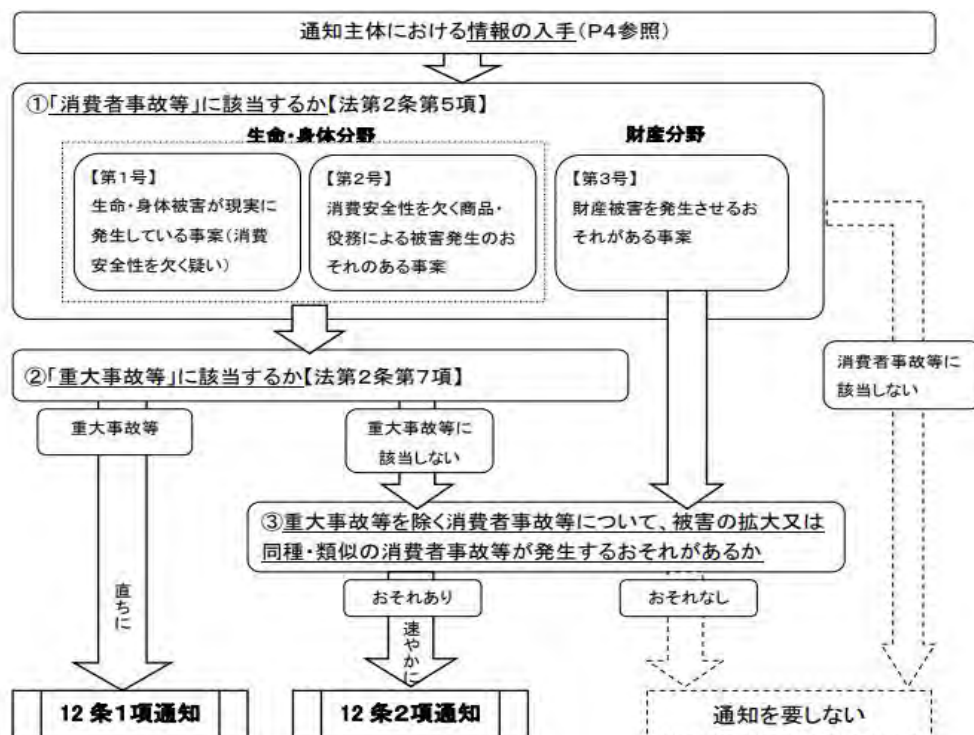
「消費者事故等の通知の運用マニュアル(消費者庁)」(以下「マニュアル」という。)の記載内容から通知までの流れと通知すべき事案の考え方についてポイントをまとめましたので、文部科学省への情報通知の参考にしてください。

なお、情報通知に関する詳細や報告様式については、以下記載のウェブサイトから確認してください。

○消費者事故等の通知の運用マニュアル

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/centralization_of_accident_information_240312_01.pdf

●通知までの流れ



⇒通知主体は、消費者からの苦情・相談、消費者等からの申出、公益通報、職権探知等により入手した情報のうち、後述する判断基準で以下のように分類を行う。

- ①消費者事故等（法第2条第5項各号）に該当するか、
- ②上記①に該当したもののうち、生命・身体事案については、更に重大事故等に該当するか（法第2条第7項各号）、
- ③上記②以外の消費者事故等については、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれ（以下「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」という。）があるもの

⇒通知主体は、上記の分類に応じて通知を実施。

②に該当する場合：法第 12 条第 1 項の規定に基づいて直ちに通知

③に該当する場合：法第 12 条第 2 項の規定に基づいて速やかに通知

●通知すべき事案の考え方

「消費者事故等」に該当するかの判断

「消費者事故等」とは、消費生活において消費者に被害が発生した事故や事故を引き起こすような事態のことであり、それらのうち、自然災害や労働災害、公害などは除かれる概念である。

〔要件〕

要件1：事業者が事業として又は事業のために供給・提供・利用に供する商品・製品、物品・施設・工作物、提供する役務を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故

要件2：政令(※)で定める程度の被害が発生したもの

要件3：その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかでないもの

※ 消費者安全法施行令(平成21年政令第220号。以下「政令」という。)第1条

①死亡事故

②治療に一日以上かかる負傷・疾病(通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。)

③一酸化炭素中毒

「重大事故等」に該当するかの判断

〔要件〕

生命・身体に関する被害が現実が発生している事故(法第2条第5項第1号)のうち、その被害が重大であるものとして政令(※)で定める要件に該当したもの

※ 政令第4条

①死亡事故

②負傷・疾病であって、治療に要する期間が30日以上であるもの

③負傷・疾病であって、これらが治った(症状固定を含む。)ときに府令で定める程度の身体障害が存するもの

④中毒(一酸化炭素中毒)

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の判断

重大事故等以外の消費者事故等については、「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」がある場合に通知義務が生じる。この判断についての解説及び具体例等を以下のとおり示す。

〔解説〕

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の有無の判断に当たっては、消費者事故等の態様、消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他消費者事故等に関する状況を総合的に考慮する。

〔消費者事故等の態様(例)〕

- ・ 通常予見される使用方法によって事故が発生しているか
- ・ 多数の消費者に被害が生じるおそれがあるか

●消費者事故等の情報通知先一覧

教育機関等における消費者事故等については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。

なお、御連絡に当たっては、原則として、E-mail を御使用ください。

(理科や技術・家庭などの授業中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL : 03-6734-2565 (直通)

E-mail : kyoiku@mext.go.jp

(学校の体育・保健体育の授業中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁政策課企画調整室

TEL : 03-6734-2674 (直通)

E-mail : skikaku@mext.go.jp

(運動部活動中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁地域スポーツ課

TEL : 03-6734-3953 (直通)

E-mail : tiikisport@mext.go.jp

(高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付産業教育振興室

TEL : 03-6734-2904 (直通)

E-mail : sangyo@mext.go.jp

(学校施設の維持管理等に関する事故等について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

TEL : 03-6734-2292 (直通)

E-mail : shisetulead-2@mext.go.jp

(幼稚園の教育活動中の事故について、その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

TEL : 03-6734-2966 (直通)

E-mail : anzen@mext.go.jp

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-6734-2939 (直通)

E-mail : syosensy@mext.go.jp

(社会教育施設（博物館を除く）における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

TEL : 03-6734-2974 (直通)

E-mail : chisui@mext.go.jp

(社会体育施設での一般利用時（学校体育、部活動利用時を除く）における事故等について)

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

TEL : 03-6734-3773 (直通)

E-mail : stiiki@mext.go.jp

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室（施設係）

TEL : 03-6734-2650 (直通)

E-mail : seisyone@mext.go.jp

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL : 03-6734-2156 (直通)

E-mail : hourei@mext.go.jp